

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2004年 3月26日

提出元：株式会社アッカ・ネットワークス

題名： 保護判定規準値の決め方について

- 保護判定基準値は他の伝送システムからの干渉の許容限界を表すものとして規定され、
現行JJ 100.01においては、クラスA, A のシステムが相互に干渉した場合の最悪ケースを想定し、被干渉システムの伝送性能値を算出し、それを保護判定規準値としている。
- 本寄書では、現行JJ 100.01における保護判定規準値の決め方に問題提起するものである。
 - ア) 干渉の許容限界（保護判定規準値）は、一定のサービスレベルを確保するものとして規定されるべきである。
具体的には、被干渉システムの伝送性能値を基準にして決めるべきではない。
 - イ) 現行JJ 100.01においては、DSLとは異質な、DSLシステムに比較して極端に干渉の大きいISDNを干渉源とした場合の被干渉システムの伝送性能値を算出し、それを保護判定規準値としているが、仮に、ISDNが存在しなかった場合には、保護判定規準値はどのようにして決められたのであろうか。
 - ウ) 極端に干渉の大きいISDNを干渉源とした場合の被干渉システムの伝送性能値（現行保護判定規準値）を、新システムにも適用する根拠はない。
- SMS - 08 - 13で提案した保護判定規準マスクは、前項ア) ウ)の考え方に基づくものである。
ただし、保護判定規準マスクの設定に際しては、DSL相互間の干渉による被干渉システムの伝送性能実力値は当然考慮されるべきである。
また、フィールドで現実が発生するISDNの干渉による被干渉システムの伝送性能計算値は、ユーザに示すサービスレベル予測値として公表すべきである。

以上